

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおります。このため、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ安全なサービスの提供を行うとともに、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて、社会の福祉基盤を担うことを基本的使命としています。

当社は、監査権限を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有することで、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立するため、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ施設利用者、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要と考えております。

当社グループは、経営の効率化と透明性の向上、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、そして経営監視機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に今後とも取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,550	40.00
貞松 成	416,300	15.64
social investment株式会社	315,000	11.83
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	106,000	3.98
株式会社SBI証券	46,600	1.75
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	46,400	1.74
日本証券金融株式会社	34,700	1.30
BNY GCN CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	22,300	0.83
加地 義孝	19,226	0.72
株式会社カナモリコーポレーション	18,300	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、直前事業年度末の株主名簿を反映させたものになります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坪井 均	他の会社の出身者													
野口 洋	他の会社の出身者													
豊泉 美穂子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪井 均				金融機関での豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業価値向上のための助言・提言を行うことができると判断しております。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、社外取締役に就任いただくとともに、独立役員に指定いたしました。

野口 洋				保育業界での上場会社の代表取締役社長経験を有し、業界に精通しております。このため、多方面から当社経営に対する監査及び監督を行うことができると判断しております。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、社外監査等委員に就任いただくとともに、独立役員に指定いたしました。
豊泉 美穂子				弁護士としての専門知識・経験を有しており、これまでの経験と専門知識を当社グループのコーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実に活かしていただくことが可能と判断し、社外監査等委員に就任いただくとともに、独立役員に指定いたしました。 また、同氏はこれまで直接会社の経営に関与した経営はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査等委員が実施することとしております。また、使用人の業務報告は常勤監査等委員へ直接報告するものとし、それを常勤監査等委員が代表取締役へ報告するフローを構築しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務の健全性及び財務報告の適正性を確保するために、双研日栄監査法人を会計監査人としております。三様監査として、同監査法人による監査方針や監査実施結果については、定期的に監査等委員及び内部監査人との協議会において共有を行っております。また当該協議会では、監査等委員会及び内部監査人の監査方針と監査結果の報告並びに入手情報の共有を行い、それぞれの監査に資するように努めております。内部監査については、内部監査人が、当社グループの全部門及び運営施設を対象に内部監査を実施しており、監査結果については、監査等委員会にも共有を行うとともに必要に応じて適宜助言を受けております。監査等委員会は、当社監査等委員会規則に基づき、監査等委員会にて監査方針と分担を定め、取締役会等の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。また、実効性の高い監査を行うため、監査法人並びに内部監査人と定期的な協議会を開催し、会計監査及び内部監査の状況について情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

2021年2月12日開催の取締役会にて、役員報酬制度の見直しを行い、ストック・オプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において承認されました。
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、取締役及び監査等委員を対象に譲渡制限付株式を支給し、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。なお、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から当社取締役の地位を喪失する日までの期間とします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施していません。取締役及び監査役(監査等委員会設置会社移行前)の報酬は、役員区分ごとにそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念および経営戦略に合致した取締役の業務の遂行を促し、また監督を行うため、取締役会および監査等委員会における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬および企業価値の向上並びに株主との一層の価値共有が可能な株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されます。また、代表取締役および監査等委員会議長に対しては、役割や責任の大きさを踏まえた基本報酬を支給しています。

また、当社取締役が短視眼的な経営行動に陥らないように、また株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬を支給しています。当制度は、取締役の役割に応じた一定の株式数を単年度毎に付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、取締役による株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社取締役を退任するまでとし、当社取締役の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

種類ごとの個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を意識づけるため、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式報酬の2つで構成します。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。

報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬といたします。また、譲渡制限付株式報酬は定時株主総会終了後3ヶ月以内に年1回支給します。

個人別の報酬等の内容の決定方法

各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。

譲渡制限付株式報酬は、金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として、予め定めた役職に応じて、固定的に支給するものとします。また、取締役の譲渡制限付株式報酬の個人別の割当数については、取締役会の決議により定めます。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポートは人事総務部を中心に行っており、日常的な情報共有に努めております。また特に重要な取締役会議案については十分な検討が行えるよう、資料の事前配布及び事前報告を行うとともに、社外取締役からの事前の問い合わせにも対応できる体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法上の機関設計としては、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社制度を採用しています。(取締役会)

当社の取締役会は、取締役が9名(うち、監査等委員である取締役が3名)で構成され、3名(うち、監査等委員である取締役が2名)を社外から選出しています。社外取締役には、業務執行部門から中立の立場で当社経営に有益な意見や率直な指導をいただくことにより、経営に対する監督機能の強化を図っており、社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、社外取締役取締役の人数が取締役会全体の3分の1以上を維持するようつとめます。取締役会では、定款の定め及び取締役会の決議に従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、事業計画、特に重要な個別の事業計画・投資等重要な案件の意思決定を行っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員は3名で構成され、常勤監査等委員1名、残りの2名は社外から選出されています。監査等委員は取締役会の議案について意思決定を行うなど、適法性だけでなく妥当性の観点からも取締役の職務執行を監査します。また、監査等委員自らが監査を行うとともに、内部監査人等との連携により監査の品質を担保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおります。この社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ安全なサービスの提供を行うとともに、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて、社会の福祉基盤を担うことが重要と考えております。

そのため当社は監査等委員会設置会社として、当社業務に精通した業務執行取締役及び高い見識を有する社外取締役と、取締役会において議決権を有する監査等委員で構成される取締役会が会社経営にかかる重要な意思決定における監督機能の強化を図ります。

当社は、株主をはじめ施設利用者、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得る管理体制を確保するため、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRサイトにて公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、個人投資家向けに定期的説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	後検討すべき事項として考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにて公表を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署としております。	
その他	上場会社ウェブサイトへの招集通知の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主の皆様やご利用者様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。このため、フェア・ディスクロージャールール対応マニュアルを定め、すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社Webサイト上のIR情報ページの充実など、ステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	フェア・ディスクロージャールール対応マニュアルを定め、すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、取締役会決議によって、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用しております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。
2. コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び内部監査人で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してあたります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、人事総務部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。
3. 内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査等委員会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
4. 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。

c. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。
2. 子会社の取締役には、当社の監査等委員以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査等委員を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における該当使用人に関する事項

当社は監査等委員会からの求めに応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。

g. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査等委員が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査等委員へ直接報告するものとし、それを常勤監査等委員が代表取締役へ報告するフローを構築しております。

h. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査等委員は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。
2. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する体制を構築しております。
4. 取締役及び使用人が、監査等委員会へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査等委員に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、経理規程及び各種管理規程を設け、適切な会計処理を行えるように努めております。

l. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議及び研修等の機会にその内容の周知徹底を図っております。また、保育事業を営む企業として、反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に関する業務を統括する部署は人事総務部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に準じて反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。
今後も、経営の効率性及び健全性をさらに高め、透明性の高い経営管理体制を構築することを通じて企業価値の最大化を図ってまいります。

株主総会



